令和８年（フ）第９７４号
広島市南区宇品海岸１丁目２番27―203号
債務者　堀野　美和
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６８４号
福岡市西区野方４丁目34番１号　有料老人ホーム　さわやか野方館
債務者　加賀　智子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１７６６号
福岡市西区下山門３丁目14番11―101号　エメラルドマンション姪浜Ⅱ
債務者　梅野　幸春
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８６７号
福岡市城南区梅林２丁目14番１号　シティパレス福大前　Ｐａｒｔ５　103号
債務者　西林ゆかり
1　決定年月日時　令和８年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８７３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈66番地　サンロード門松　206号、住民票上の住所福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬779番地11
債務者　今村　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８８８号
福岡市城南区樋井川６丁目15番８号　樋井川コーポ200―224号
債務者　永野　実子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５０４号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡６―306
債務者　佐藤　良一
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１５０５号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡６―306
債務者　佐藤美智代
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１７１号
富山県滑川市曲渕200番地
債務者　小橋　直美
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７５号
富山市才覚寺261番地２　ハートフルコパンはやし303号
債務者　野﨑　光太郎
1　決定年月日時　令和８年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７８号
富山市八尾町福島10番地　八尾園
債務者　佃　　徳高
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
富山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第４０９８号
大阪市住吉区長居４丁目２番２号　ツェルマット長居　702号
債務者　藤井　景子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４１７４号
大阪市平野区喜連２丁目５番８号　101、前住所大阪府三島郡島本町広瀬５丁目４番14―103号
債務者　中山　英子
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４４１５号
大阪府東大阪市長田西２丁目４番27号　ハイウッズナガタ　103号室
債務者　松田　重敏
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５３１号
大阪市北区長柄西１丁目１番22号　ベストレジデンス天六　601号室、前住所大阪市北区本庄東１丁目12番17―311号
債務者　田村　広宣
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５５４号
大阪府摂津市千里丘４丁目12番23―508号
債務者　齋藤　美枝
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４６２２号
大阪府池田市上池田１丁目５番８号
債務者　金井　斗輝
1　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部